

令和 6 年度
広島市立広島工業高等学校
入学者選抜実施要項



【1】一次選抜	P. 1
【2】帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	P. 11
【3】二次選抜	P. 15

〒734-0025 広島市南区東本浦町1番18号

電話 (082) 282-2216 FAX (082) 288-4169

<http://www.hiroshima-kougyo-h.edu.city.hiroshima.jp/>

日曜日・土曜日・祝日は入試事務の取扱いを行いません。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用 語	定 義
中学校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後 5 年を超える者	平成 3 0 年 3 月以前に中学校を卒業した者
中学校長	志願者が在学している中学校の校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校の校長
施行規則	学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）

【1】 一次選抜

1 趣旨

「令和6年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

(1) 課程 全日制課程 工業科（次に掲げる6学科）

(2) 学科・定員

学 科	入学定員	学 科	入学定員
機 械 科	40人	情報電子科	40人
自 動 車 科	40人	建 築 科	40人
電 気 科	40人	環境設備科	40人

(3) 学区（通学区域）

学区は、広島市内全域とする。

なお、保護者の住所が学区に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、調整措置により入学定員の30%の範囲内で学区外からの入学を認める。

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

- 基礎学力の向上と専門知識・技能の習得を図り、収集した情報を活用しつつ、他者と協働して課題解決に取り組み、予測困難な社会を生き抜く力を育成する。
- 規範意識や倫理観等を身に付け、主体的に社会や地域に貢献する工業技術者を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- 工業技術者としての規範意識や倫理観を身に付けた生徒
- 自ら課題を見つけ、困難や失敗を乗り越えて解決しようとする生徒
- 収集した情報を検証・活用し、探究的な活動により、新たな価値を創造する生徒
- 命の大切さを知り、多様性を理解し、専門分野の異なる他者と協働する生徒

(3) 入学者受入方針

- 学校行事やクラブ活動、ボランティア活動等に積極的に参加し、自分を高めようとしている生徒
- 自己実現・進路実現に向けて、高い目標を掲げ一生懸命に取り組んでいる生徒
- 科学や工業に興味・関心を持ち、ものづくりで社会の発展に貢献したいと思っている生徒

(4) 教育課程

第1学年では、普通科目は基礎学力の向上と定着を図るため、全学科同一の科目を学習する。また、専門科目は学科ごとに専門知識の基礎を学習する。第2・3学年では、選択科目を取り入れ、進路実現に向け学習する。専門科目は専門性を高め、基礎から応用まで幅広く学習する。

4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和6年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和6年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和6年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和6年3月31日までに満15歳以上に達する者

【注意】(5)により出願しようとする者は、入学願書提出前に、広島市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けること。

5 出願

(1) 方式

ア 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。
また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

イ アにかかわらず、本校に出願する場合には、志望学科は第3志望まで認める。

(2) 期間

ア 出願登録

(ア) 志願者登録・中学校確認登録

令和6年1月24日(水)から2月5日(月)16時まで

(イ) 高等学校確認登録 令和6年2月6日(火)から2月9日(金)正午まで

イ 志願変更 令和6年2月14日(水)から2月20日(火)正午まで
必要書類を期間内に、持参により提出すること。

ウ 調査書等提出 令和6年2月14日(水)から2月21日(水)正午まで
出身中学校長が郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月20日(火)までに必着するよう提出すること。

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者に

については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2) ア (ア) の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日(火)正午までに、入学者選抜料(2,200円)を納付する。

なお、志願変更(イを参照)を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2) ア (ア) の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月20日(火)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)の志願変更を行うことができる。ただし、出願登録の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)に再び出願することはできない。

志願変更をする場合は、(2) イの期間内に、次により出願登録の取下げ及び再登録を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ア) 志願者

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第7号)に必要事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 入力事項の訂正

再登録をする者は、本校校長が確認解除をした後、インターネット出願システムで高等学校名等変更すべき箇所を訂正し、ア(ア)の手續に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

再登録をする者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

a 志願変更願の提出

出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、本校校長にこれを持参により提出する。

b 確認登録

出身中学校長は、ア(イ)の手續に準じて、インターネット出願システムで確認登録

録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更をする者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第2号)

② 評定(成績評点)集計表(様式第3号)

本校に1部提出する。

エ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年2月21日(水)正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(ア) 2月9日(金)正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(イ) 2月14日(水)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月15日(木)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月16日(金)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月19日(月)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月20日(火)正午の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する。

6 選抜

(1) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。

ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日、時間割等

2月27日(火)			2月28日(水)	2月29日(木)
時限	時刻	検査教科等	検査等	検査等
	8:40 9:00	集合・注意	自己表現	予備日 (自己表現)
第1時限	9:10 10:00	国語		
第2時限	10:20 11:10	社会		
第3時限	11:30 12:20	数学		
第4時限	13:10 13:25	自己表現カード の記入		
第5時限	13:40 14:30	理科		
第6時限	14:50 15:40	英語		

(注) 1 第1日の集合は各検査場とする。

2 第1日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

3 本校は、自己表現について、原則として、第2日(2月28日(水))に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日(2月29日(木))にも実施する場合がある。

自己表現の集合時間は、2月22日(木)13時30分に本校ホームページに掲載する。

4 中学校過年度卒業の志願者の面接は自己表現(10分)が終了した後、続けて10分で実施する。

(5) 実施場所 本校

(6) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持ち込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 鉛筆、シャープペンシル |
| ② 鉛筆削り |
| ③ 消しゴム |
| ④ 定規(分度器のついたもの、三角定規は不可) |
| ⑤ 時計(スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可) |
| ⑥ ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの) |

①から⑥以外の物品(携帯電話、コンパス等)を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

各教科の検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預

かり、検査終了後に返却する。

各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ） ※上履きの持参は必要ない

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の50%において、一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重は、5：3：2とし、一般学力検査、調査書、自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重は6：2：2とし、一般学力検査、調査書、自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合には、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 発表日時 令和6年3月8日（金）13時30分～16時

(2) 発表場所 本校

(3) 注意事項

ア 合格者には受検票と引換えに入学に必要な書類を手渡すため、受検票を持参すること。

イ 第2志望又は第3志望の学科で合格する場合がある。合格発表に際しては、第2志望又は第3志望の学科についても確認すること。

ウ 合格者は、請書又は辞退届を、合格発表日の16時までに本校校長に提出しなければならない。

エ 電話による合否等の問合せには応じない。

(4) その他

ア 本校ホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

掲載は、令和6年3月8日（金）13時45分から16時までとする。

ホームページ (<http://www.hiroshima-kougyo-h.edu.city.hiroshima.jp/>)

【注意】ホームページでの発表は情報提供の一環として行うものであり、公式の合格者の発表は、本校における合格者の受検番号の掲示により行う。

イ 受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムでも確認することができる。確認することができる期間は、令和6年3月8日（金）13時45分から令和6年3月8日（金）16時までとする。

9 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、合格発表日の令和6年3月8日（金）16時30分までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

10 特別措置の申請等

（1）特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和5年12月1日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和5年12月1日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和6年1月5日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5（2）ア（ア）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

（2）自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5（2）ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

11 県外等からの出願

（1）教育委員会の許可を必要とする場合

出願時において、保護者の住所が学区外（広島市外）にある者で、入学許可までに、学区内に保護者が居住する予定の者は、出願登録前に、広島市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。ただし、保護者が広島県内に住所を有し、調整措置によって学区外から出願する者は、この手続を必要としない。なお、不明な点につ

いては、広島市教育委員会に問い合わせること。

ア 提出書類

「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」 別表第1 (P103) による。

イ 提出期間

令和5年12月13日(水)から令和6年1月9日(火)正午まで

(ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。)

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月5日(金)までに必着するよう提出すること。

ウ 提出先

広島市教育委員会学校教育部指導第二課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21 電話(082)504-2704

(2) 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和6年1月24日(水)現在単身赴任などで学区内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、次の手続を行う。

ア 志願者から申し出を受けた出身中学校長は、インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書(様式第23号)を令和6年1月17日(水)までに、県教育委員会に電子メールにより提出する。ただし、出身中学校の所在地が広島県内にある場合については必要としない。

イ 出身中学校長意見書(様式第22号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を5(2)ア(ア)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ア(ア)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

12 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

※ 新型コロナウイルス感染症についても、表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和6年3月1日(金)正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法 自己表現及び面接

イ 実施期日及び時間割等

3月5日（火）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30 9：45	自己表現カードの記入
第2時限	10：15～	自己表現及び面接

ウ 実施場所 本校

エ 携行品

① 追検査受検承認（不承認）通知書

② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

13 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

14 一次選抜の結果に係る情報の提供について

(1) 情報提供内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 情報提供請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」 別表第2（P104）に示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 情報提供期間

令和6年3月19日（火）から4月18日（木）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は9時から16時までとする。（ただし、12時から13時までを除く。）

(5) 情報提供場所

本校（受付窓口は本館1階事務室）

15 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和6年3月12日（火）10時に本校玄関への掲示及び本校ホームページ（<http://www.hiroshima-kougyo-h.edu.city.hiroshima.jp/>）への掲載により行う。

16 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。
- (4) 入学予定者の学生服等の採寸を3月12日（火）に本校で行う。
- (5) 入学予定者説明会及び教材の販売を3月25日（月）に行うので、保護者同伴で必ず登校すること。また、入学後に必要となる物品（タブレット端末を含む）についても、入学予定者説明会で案内・説明を行う。

【2】 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

1 趣旨

一次選抜に同じ。

2 課程、学科、定員及び通学区域

- (1) 課程 全日制課程 工業科（【1】2（2）に掲げる6学科）
- (2) 定員 入学定員外で2人以内
- (3) 学区（通学区域） 学区は、広島市内全域とする。

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

一次選抜に同じ。

4 出願資格

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で【1】4に定める出願資格の（1）から（4）までのいずれかに該当し、かつ、原則として次の①から④までのいずれかに該当する者
 - ① 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
 - ② 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
 - ③ 海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
 - ④ 海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者
- (2) 外国籍を有する者で、【1】4に定める出願資格の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

5 出願

- (1) 方式 【1】5（1）による。
- (2) 期間 【1】5（2）による。

ただし、【1】5（2）ア（ア）において、出身中学校長が書類を郵送により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月2日（金）までに必着するように提出すること。

(3) 手続

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、【1】5（2）ア（ア）の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日（火）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。

なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

c 書類の提出

志願者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

① 海外在住状況説明書（様式第8号）

② 健康診断書（調査書に替えて成績証明書を提出する者に限る。）

(イ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、【1】5（2）ア（ア）の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月20日（火）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

c 書類の提出

出身中学校長は、志願者から提出された海外在住状況説明書の記載事項に誤りがないことを確認の上、【1】5（2）ア（ア）の期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。

イ 志願変更

【1】5（3）イによる。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、①から③までの書類を【1】5（2）ウの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第2号）

なお、中学校に就学すべき期間の全部において外国の学校等に在籍する志願者は、調査書に替え、外国の学校等における成績証明書を提出すること。

② 評定（成績評点）集計表（様式第3号）

本校に1部提出する。

③ 健康診断書（調査書に替えて成績証明書を提出する者に限る。）

エ 受検票の作成及び印刷

【1】5（3）エによる。

オ 志願者数の公表

【1】5（3）オによる。

6 選抜

(1) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

エ 4(2)の出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 作文及び面接

志願者全員に対して作文及び面接を実施する。

(4) 実施期日、教科及び時間割等

2月27日(火)			2月28日(水)	2月29日(木)
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40 9:00	集合・注意	自己表現	予備日 (自己表現)
第1時限	9:10 10:00	国 語		
第2時限	10:20 11:10	作 文		
第3時限	11:30 12:20	数 学		
第4時限	13:10 13:25	自己表現カード の記入		
第5時限	13:40 14:30	面 接		
第6時限	14:50 15:40	英 語		

(注) 1 第1日の集合は各検査場とする。

2 第1日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

3 本校は、自己表現について、原則として、第2日(2月28日(水))に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日(2月29日(木))にも実施する場合がある。

自己表現の集合時間は、2月22日(木)13時30分に本校ホームページに掲載する。

4 中学校過年度卒業の志願者の面接は自己表現(10分)が終了した後、続けて10分で実施する。

(5) 実施場所 本校

(6) 携行品 【1】6(6)による。

7 合格者の決定

一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。

8 その他

上記以外の事項は、【1】による。

なお、不明な点については、本校に問い合わせること。

【3】 二次選抜

1 趣旨

一次選抜と同じ

2 課程、学科、定員及び通学区域

(1) 課程 全日制課程 工業科（【1】2（2）に掲げる6学科）

(2) 学科・定員

各学科の入学定員40人から一次選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数

(3) 学区（通学区域）

学区は、広島県一円とする。

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

一次選抜と同じ。

4 出願資格

一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は連携型中高一貫教育に関する選抜に出願した者で、次の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者が出願できる。

なお、（2）の入学手続とは、入学手続金等（第一段階の納入金）を納入することである。

(1) いずれの公立高等学校にも合格していない者

(2) いずれの国・私立高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ。）にも入学手続をしていない者

5 出願

(1) 方式

志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

(2) 期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和6年3月13日（水）から3月15日（金）正午まで

出身中学校長が調査書等を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、3月14日（木）までに必着するよう提出すること。

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、3月15日(金)正午までに、入学者選抜料(2,200円)を納付する。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録等

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

また、出身中学校長は、いずれかの国・私立高等学校に合格している者が二次選抜に出願する場合、二次選抜(全日制の課程)出願資格に係る証明書(様式第12号)により当該国・私立高等学校長に入学手続状況に関する証明を受け、二次選抜の出願資格を有していることを確認した上で、(2)の期間内に、本校校長にこれを持参又は簡易書留郵便により提出する。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3月15日(金)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第2号)

② 評定(成績評点)集計表(様式第3号)

本校に1部提出する。

ウ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った本校校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年3月15日(金)15時までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

6 選抜

(1) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、30点とする。

(2) 学校独自検査（面接）

ア 面接は、志願者全員に対して行う。

イ 面接は、30点満点とし、10分で行う。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

・志望理由 ・高校生活への抱負 ・面接の態度

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日、時間割等

3月18日（月）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30 9：45	自己表現カードの記入
第2時限	10：05～	自己表現及び面接

※ 集合は検査場とする。

※ 学校独自検査の面接（10分）は、自己表現（10分）が終了した後に実施する。

また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、学校独自検査（面接）が終了した後、続けて10分で実施する。

(5) 実施場所 本校

(6) 携行品 一次選抜に同じ。

7 合格者の決定

(1) 調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は6：2：2とし、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(3) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 発表日時 令和6年3月19日（火）13時30分

(2) 発表場所 本校

(3) 注意事項

ア 合格者には受検票と引換えに入学に必要な書類を手渡すため、受検票を持参すること。

イ 合格者は、請書を、合格発表日の16時まで本校校長に提出しなければならない。

ウ 電話による可否等の問い合わせには応じない。

(4) その他

受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムでも確認することができる。確認することができる期間は、令和6年3月19日（火）13時30分から令和6年3月19日（火）16時までとする。

9 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5（2）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5（2）の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行なうこと。

11 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

12 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 入学予定者の学生服等の採寸については、合格者に手渡す書類で案内する。
- (4) 入学予定者説明会及び教材の販売を3月25日（月）に行うので、保護者同伴で必ず登校

すること。また、入学後に必要となる物品（タブレット端末を含む）についても、入学予定者説明会で案内・説明を行う。

< メモ >